

無料で受けられる健康診査

国民健康保険に加入している40～74歳の人と、本市に在住で群馬県後期高齢者医療に加入している人へ、無料で健康診査が受けられる受診券を4月中に送付します。糖尿病や高血圧など生活習慣病を予防するための基本的な健診で、腎機能や痛風の検査も受けら

れます。  
健診は、市内約200の指定医療機関での個別健診で行う他、各地域の保健センターや市立公民館などでも集団健診を実施。日曜日も健診日を設定しています。ぜひ受診券を健康づくりに役立ててください。

問い合わせ先 健康課 ☎027-381-6114

人間ドックの受診費用の一部を助成。申請は5月1日から受け付け

問い合わせ先 国民健康保険の人=保険年金課国保担当 ☎027-321-1236  
後期高齢者医療の人=保険年金課医療給付担当 ☎027-321-1237

人間ドックの受診を希望する人に、受診費用の一部を助成します。人間ドックは、健診の検査項目にがん検診などを加えた検査を一度に受診できます。国保特定健診や後期高齢者健診を受診する場合、人間ドックの助成は受けられません。重複して受診した場合は、全額自己負担になります。

助成を受けるには、人間ドックを受診する前に申請が必要です。申請時に、日帰りドック・1泊ドック・脳ドックのうち、いずれか1つを選んでください。受診後の申請の場合、助成券の発行はできません。

●申請期間=5月1日(金)～12月28日(月) ●受診期間=5月15日(金)～来年2月末 ●申請場所=市役所1階保険年金課の各担当窓口、各支所市民福祉課

国民健康保険の加入者

●対象=30～74歳の本市の国民健康保険被保険者で、国民健康保険税を完納している世帯の人 ●持ってくる物=受診を希望する人の顔写真付き本人確認書類または資格確認書、特定健診受診券(40～74歳の人のみ)、代理人が申請する場合は代理人の顔写真付

自己負担額		
種類	国民健康保険	後期高齢者医療
日帰り	16,400円 (検診費用 37,400円)	17,400円 (検診費用 37,400円)
1泊	36,000円 (検診費用 66,000円)	46,000円 (検診費用 66,000円)
脳	28,000円 (検診費用 55,000円)	35,000円 (検診費用 55,000円)

受付開始直後や月初めは窓口が混雑します。混雑する時期を避けて申請してください

き本人確認書類  
▶▶▶ 後期高齢者医療の加入者 ◀◀◀  
●対象=本市に在住で後期高齢者医療保険料を完納している、群馬県後期高齢者医療の被保険者か新たに加入する人(74歳の方は、人間ドックの受診時に75歳の誕生日を迎えていることが条件) ●持ってくる物=顔写真付き本人確認書類または資格確認書、後期高齢者健診受診券、代理人が申請する場合は代理人の顔写真付き本人確認書類

☉…日帰り ①…1泊 ②…脳

委託検診機関	所在地	☉	①	②
伊勢崎健診プラザ	伊勢崎市	○		
井上病院	通町	○		
関越中央病院	北原町	○		○
黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	矢中町	○	○	○
群馬県健康づくり財団	前橋市	○		
群馬県立心臓血管センター	前橋市	○		
群馬中央病院	前橋市	○	○	
公立富岡総合病院	富岡市	○		
公立藤岡総合病院	藤岡市	○	○	○
群馬県済生会前橋病院	前橋市	○	○	
三愛クリニック	金古町	○		

委託検診機関	所在地	☉	①	②
細谷たかさきクリニック	南大類町	○		
第一病院	下小鳥町	○		○
高崎中央病院	高関町	○		
角田病院	佐波郡玉村町	○	○	○
はるな脳外科	上豊岡町			○
日高病院	中尾町	○		○
真木病院	上並榎町	○	○	○
みさと診療所	箕郷町上芝	○		
もてき脳神経外科	上小埜町			○
ひるた内科脳神経内科クリニック	上小埜町			○

☉は男女とも、○は男性のみ

4月15日(水)～  
申請受付開始

市内の空き家問題の解決・改善に取り組んでいます  
空き家の管理・解体・活用に助成



市ホームページ

申請は、4月15日から市役所9階建築住宅課へ。制度によって要件や提出書類、申請方法が異なります。必ず事前に相談してください。予算額に達した場合は、助成を終了します。問い合わせは、同課(☎027-321-1314)か行政書士高崎事業協同組合(☎080-8090-0222)へ。

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 空き家管理助成金	建物の管理を委託した場合や敷地内の除草など、空き家を管理するために掛かった費用の2分の1を助成	20万円
制度2 空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある、10年以上使われていない老朽化した空き家を解体するために掛かった費用の5分の4を助成	100万円
制度3 空き家解体跡地管理助成金	制度2を利用して、空き家を解体した敷地の除草などに掛かった費用の2分の1を助成	20万円
制度4 地域サロン改修助成金	空き家を高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロンとして改修する場合、改修費用の3分の2を助成	500万円
制度5 地域サロン家賃助成金	空き家をサロンとして借りる場合、家賃の5分の4を助成	月額5万円
制度6 空き家活用促進改修助成金	10年以上使われていない空き家を居住目的で購入する場合、改修費用の2分の1を助成	倉瀬・榛名・吉井地域 500万円
		上記以外の地域 250万円
制度7 定住促進空き家活用法助成金	居住するために、倉瀬・榛名・吉井地域に立地する空き家を借りる場合、家賃の2分の1を助成	月額2万円
制度8 空き家事務所・店舗改修助成金	5年以上使われていない空き家を改修し、事務所や店舗を営業する場合、改修費用の2分の1を助成	500万円

※市では、市内の空き家の紹介は行っていません ※空き家を解体・改修することにより、固定資産税などが増額になる場合があります

申請の受付期間は、5月11日(月)～11月30日(月)です

耐震化のための助成の活用を

制度により要件や申請方法などが異なります。必ず事前に相談してください。予算額に達した場合は、助成を終了します。

問い合わせは、建築指導課(☎027-321-1271)へ。



市ホームページ



制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断※1	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1	5万円
制度2 木造住宅補強設計※1	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1	10万円
制度3-1 木造住宅耐震改修工事※1	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用(工事監理費を含む)の5分の4	140万円
制度3-2 木造住宅耐震除却工事※1	住宅※2の除却工事※4にかかる費用(除却工事費用または除却建築物の延べ面積に1.5万円を乗じた金額の低い方)の100分の23	46万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを、耐震化のために葺き替える工事にかかる費用の2分の1	100万円
制度5 塀の除却・改修	道路沿いに設けられた塀(高さ0.8m以上・延長5m以上)の除却工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1。除却工事は一律2万円※5	20～50万円※6
制度6 広告塔の除却・改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔の除却工事と、新たに広告塔を造る工事にかかる費用の2分の1。除却工事は一律5万円	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除却し新たに造る工事にかかる費用の2分の1	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅(併用を含む) ※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 「上部構造評点」が1.0未満の建物の工事が対象 ※5 道路面から0.6m以下の高さの一部除却する工事も対象 ※6 築造長さは除却前の塀の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

倒壊による被害を防ぐため、ブロック塀や石塀の点検を行ってください

家の周囲のブロック塀や石の塀の自己点検を行いましょ。詳細は、市ホームページ(右記)を確認してください。

